



# 羅臼町地域防災計画

## 【地震・津波防災計画編】

平成27年2月  
羅臼町防災会議



## 目 次

羅臼町地域防災計画【地震・津波防災計画編】 .....	
第1章 総則 .....	
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格 .....	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 .....	3
第4節 計画の基本方針 .....	4
第5節 町の地形、地質及び社会的現況 .....	5
第6節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況 .....	6
第7節 羅臼町における地震・津波の想定 .....	7
第2章 災害予防計画 .....	
第1節 町民の心構え .....	15
第2節 地震に強いまちづくり推進計画 .....	19
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 .....	22
第4節 防災訓練計画 .....	24
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 .....	25
第6節 相互応援(受援)体制整備計画 .....	26
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 .....	27
第8節 避難体制整備計画 .....	28
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 .....	29
第10節 津波災害予防計画 .....	30
第11節 火災予防計画 .....	33
第12節 危険物等災害予防計画 .....	34
第13節 建築物等災害予防計画 .....	35
第14節 土砂災害の予防計画 .....	36
第15節 液状化災害予防計画 .....	37
第16節 積雪・寒冷対策計画 .....	38
第17節 業務継続計画の策定 .....	39
第18節 複合災害に関する計画 .....	41

第3章 災害応急対策計画 .....	
第1節 応急活動計画 .....	42
第2節 地震・津波情報の伝達計画 .....	43
第3節 災害情報収集・伝達計画 .....	55
第4節 災害広報・情報提供計画 .....	57
第5節 避難対策計画 .....	58
第6節 救助救出計画 .....	59
第7節 地震火災等対策計画 .....	60
第8節 津波災害応急対策計画 .....	62
第9節 災害警備計画 .....	64
第10節 交通応急対策計画 .....	65
第11節 輸送計画 .....	66
第12節 ヘリコプター等活用計画 .....	67
第13節 食料供給計画 .....	68
第14節 給水計画 .....	69
第15節 衣料・生活必需物資供給計画 .....	70
第16節 石油類燃料供給計画 .....	71
第17節 生活関連施設対策計画 .....	72
第18節 医療救護計画 .....	74
第19節 防疫計画 .....	75
第20節 廃棄物等処理計画 .....	76
第21節 家庭動物等対策計画 .....	77
第22節 文教対策計画 .....	78
第23節 住宅対策計画 .....	79
第24節 被災建築物安全対策計画 .....	80
第25節 被災宅地安全対策計画 .....	82
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 .....	83
第27節 障害物除去計画 .....	84
第28節 広域応援・受援計画 .....	85
第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 .....	86
第30節 防災ボランティアとの連携計画 .....	87
第31節 災害救助法の適用と実施 .....	88

第4章 災害復旧・被災者援護計画.....	
第1節 災害復旧計画.....	89
第2節 被災者援護計画.....	90
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画.....	
第1節 総則.....	91
第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性.....	93
第3節 災害対策本部等の設置等.....	95
第4節 地震発生時の応急対策等.....	96
第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	99
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	110
第7節 防災訓練計画.....	111
第8節 地域防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	112
第9節 地域防災力の向上に関する計画.....	114



## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号（以下「基本法」という。）」第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、本町における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第1章 総則

### 第2節 計画の性格

本計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「羅臼町地域防災計画」の地震・津波防災計画編として、羅臼町防災会議が作成する。

なお、本計画に定めていない事項については、「羅臼町地域防災計画（本編）」に準ずる。

**第3節 計画推進に当たっての基本となる事項**

地震・津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに道、町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 計画の基本方針

本計画は、町及び道並びに防災関係機関等の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関等ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

「本編 第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業所の基本的責務

「本編 第1章 第7節 住民及び事業所の基本的責務」を準用する。

## 第1章 総則

### 第5節 町の地形、地質及び社会的現況

「本編 第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

## 第1章 総則

### 第6節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況

「本編 第2章 第2節 災害の概況」を準用する。

## 第7節 羅臼町における地震・津波の想定

### 第1 想定される地震の規模

北海道地域防災計画（以下道地域防災計画）では、北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近で発生する海溝型地震と、陸地で発生する陸域型地震の大きく2つに分けて考えられる。

そのうち、羅臼町において被害を及ぼすと考えられる海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と、1993年の釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなると考えられているところであり、根室半島沖、釧路沖及び十勝沖での地震活動は極めて多く、これまでも平成6年の北海道東方沖地震などM8（M=マグニチュードの意味）クラスの巨大地震をはじめ、M7クラスの地震が発生し、北海道太平洋沿岸において地震、津波による大きな被害をもたらしている。

また、内陸型地震については、標津断層帯による地震が想定されている。

#### 1 海溝型地震

##### (1) 千島海溝南部・日本海溝北部（T1～T5）

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部（T1）、十勝沖（T2）、根室沖（T3）、色丹島沖（T4）および択捉島沖（T5）の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

##### ア 三陸沖北部（T1）

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9（1968年十勝沖地震）、1994年M7.6（三陸はるか沖地震）の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

##### イ 十勝沖（T2）

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は0.5～3%とされている。

##### ウ 根室沖（T3）

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、1973年根室沖地震が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、2003年十勝沖地震では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は50%程度とされている。

## 第1章 総則

### エ 色丹島沖(T 4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は50%程度とされている。

### オ 択捉島沖(T 5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60~70%程度とされている

### (2) 500年間隔地震(T 6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震(「500年間隔地震」)についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

### (3) プレート内のやや深い地震(P 1~P 3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M.8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

#### ア 釧路沖(P 1)

#### イ 厚岸直下(P 2)

#### ウ 日高中部(P 3)

を想定する。

## 2 内陸型地震

### (1) 活断層帯(N 9)

羅臼町に影響及ぼす主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、以下の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。

#### ア 標津断層帯(N 9)

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

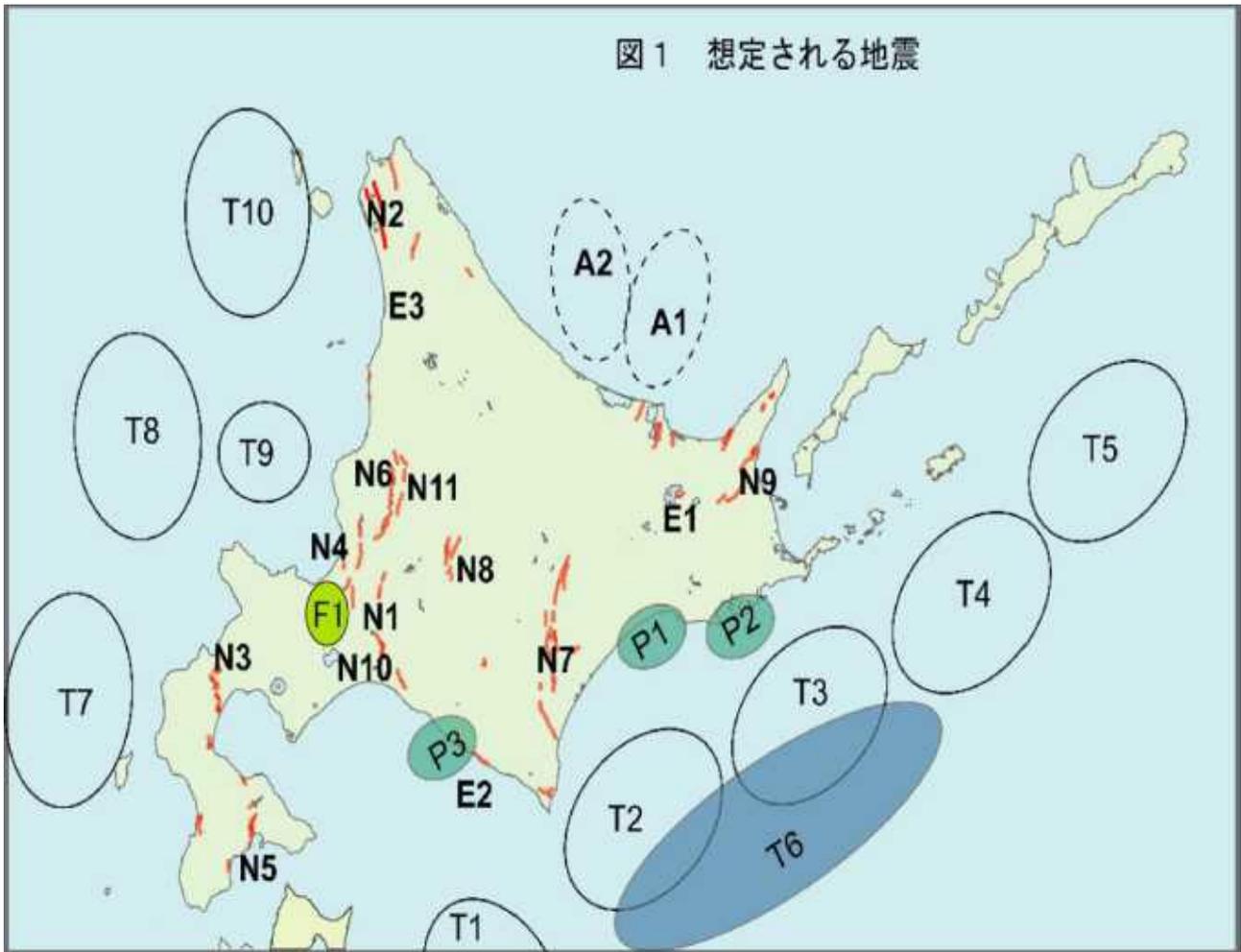
### (2) 網走・紋別沖(A 1~A 2)

オホーツク海の網走沖(A 1)及び紋別沖(A 2)には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約60km、東傾斜の逆断層と推定される。一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約70kmで同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

表1-6-1

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニ チュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

\*断層モデルを公表している機関、地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議。



## 第1章 総則

### 3 その他

上記のほか、チリ沖など遠方において発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、下記のとおり。

#### 【活断層】

主要断層帯	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
標津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明

#### 【海溝型地震】

領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生時期		
		10年以内	30年以内	50年以内				
千島海溝沿い	択捉島沖	8.1前後	20%程度	60～70%	90%程度	72.2年	49.2年前	
	色丹島沖	7.8前後	10～20%	60%程度	80～90%	72.2年	43.4年前	
	根室沖	7.9程度	連動	6～10%	50%程度	80%程度	72.2年	39.5年前
	十勝沖	8.1前後		8.3程度	ほぼ0%	0.7～4%	20～30%	72.2年

第3 北海道における津波の考え方

1 基本的な考え方

北海道は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

今後は2011年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、津波浸水想定の見直しに取り組んでいくものとしている。なお、本計画における本町の津波被害想定は、平成24年度に実施した太平洋沿岸に係る津波浸水予測図をもとに行っている。

2 北海道太平洋沿岸の地震

(1) 津波浸水予測・被害想定調査の実施（平成17年度・18年度）

北海道太平洋沿岸地域の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波は、広範囲に影響を及ぼすものであることから、平成17～18年度に下記に示す北海道に影響の大きい地震津波について、中央防災会議の専門調査会で検討された断層パラメータを用いて、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。

平成17年度には太平洋沿岸中部・東部地区（日高振興局管内から根室振興局管内に至る沿岸市町）、平成18年度には太平洋沿岸西部地区（渡島総合振興局管内から胆振総合振興局管内に至る沿岸市町）の調査を完了したが、東日本大震災を踏まえ、次の(2)のとおり、平成24年度に太平洋沿岸における新たな津波浸水予測を行っている。

※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震津波

地震名	規模	調査対象地区	
		太平洋沿岸中部・東部	太平洋沿岸西部
色丹島沖の地震	Mw 8.3	○	
根室沖・釧路沖の地震	Mw 8.3	○	
十勝沖・釧路沖の地震	Mw 8.2	○	○
500年間隔地震	Mw 8.6	◎	◎
三陸沖北部の地震	Mw 8.4	○	◎

注1) 調査対象地区の◎印は、すべての地域で計算を行ったもの、○印は影響の大きい一部地域について計算を行ったもの。

注2) 太平洋沿岸西部地区については、このほか日本海側の津波についても計算対象としている。

(2) 新たな津波浸水予測の実施（平成24年度）

東日本大震災を踏まえ、あらゆる可能性を踏まえた最大クラスの津波の想定に取り組むこととし、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、できるだけ安全サイドに立って北海道太平洋沿岸の最大クラスの津波浸水予測を行っている。

### 3 羅臼町沿岸域で想定される津波の概要

本町沿岸域において想定される地震津波は、「色丹島沖の地震」、「根室沖・釧路沖の地震」、「十勝沖・釧路沖」「十勝沖～根室沖の約500年周期の巨大地震」、「網走沖の地震」である。

想定地震津波の北海道太平洋沿岸への津波の沿岸最大水位、最大遡上高及び予想される津波到達時間は、次のとおり。

#### (1) 色丹島沖の地震

根室市の納沙布岬よりも南側の海岸で2～4m程度の津波の高さになり、最大遡上高は5mを超える場所もある。

また、この地区で津波到達時間（地震発生から津波第一波のピークが海岸に達するまでの時間とし、津波による水位変動がある時点までの時間とする気象庁の用語法とは異なる。）は早い場所で30分強となり、20cm以上の水位変動が生じる影響開始時間は、波源に近い歯舞、落石付近で30分より早い。

人的被害（死者数）は、避難意識が低い場合には20人～40人、避難意識が高い場合には数人となる。建物被害は、標津町で全壊被害が発生するが他の市町では半壊以下の被害となる。

#### (2) 根室沖・釧路沖の地震

浜中町～根室市にかけては500年間隔地震に次いで水位が高くなり、海岸における津波水位は5m前後に達する。最大遡上高は根室市で7m前後に達する場所もある。

津波到達時間は、厚岸町で20分強の場所があり、影響開始時間は浜中町と厚岸町の境付近で10分程度となる。

人的被害は、避難意識が低い場合、全体で240人～320人の死者が発生する。避難意識が高い場合、夏の昼のケースでは10分の1程度に死者数が減少する。建物被害は、230棟～300棟程度の全壊が生じる。都市部の釧路市、根室市での被害が大きい。

#### (3) 十勝沖・釧路沖の地震

厚岸町の海岸で津波水位が5m前後になる場所があり、最大遡上高は、厚岸町、豊頃町、大樹町で5mを超える場所がある。新ひだか町（旧三石町）より東側では津波到達時間が30分未満となり、早い場所では20分強となる。影響開始時間は、様似町、えりも町、広尾町で10分未満となるが、これは波源域付近で強い押し波が予測されたものである。渡島・胆振支庁では、津波水位、最大遡上高とも3m未満で、津波到達時間は函館市の一部を除き1時間超となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果が無い場合には全体で380人～570人の死者が発生し、特に釧路市で被害が大きい。避難意識が高い場合、夏の昼のケースでは8分の1程度に死者数が減少する。建物被害は、全体で400棟～450棟弱の全壊が生じ、特に釧路市では150棟～180棟弱の全壊被害となる。

#### (4) 十勝沖～根室沖の500年周期の巨大地震

根室振興局管内では、根室市の納沙布岬よりも南側の海岸で5mを超える津波の高さになり、最大遡上高は9mを超える場所もある。

また、この地区で津波到達時間は30分以下となり、影響開始時間は20分より早い場所もある。釧路総合振興局管内から十勝総合振興局管内にかけては、釧路港などの一部を除いてほとんどの海岸で5m～10mの最大水位となり、釧路町昆布森など一部では15m前後の津波になる場所もある。

## 第1章 総則

る。最大遡上高も、釧路町、豊頃町で15mを超える場所がある。津波到達時間が最も早いのは浜中町と厚岸町の境付近及び釧路町で、30分よりも早く、また、影響開始時間も9～10分程度になる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、建造物の効果がない場合には、全体で650～900人の死者が発生すると予測された。特に根室市、釧路市では100人を超える死者が発生する場合もある。避難意識が高い場合には、死者数は10分の1程度に減少する。

建物被害は、全体で2,400棟～4,500棟弱の全壊が発生し、釧路市、浜中町などで被害が大きい。

### (5) 網走沖の地震

雄武町沿岸部で最も影響が大きく、沿岸部で最大7mを超える津波が予測される。枝幸町から紋別市、網走市から斜里町の沿岸部では3m以上の津波が来襲し、波源域の南西側に位置する網走市から斜里町については十数分程度で影響開始となる。最大の津波水位となることが予測される雄武町沿岸部には、40分から50分程度で影響開始となる。

## 第2章 災害予防計画

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 町民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

#### 第1 家庭における措置

##### 1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所等・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 地震の後には津波が来襲するかもしれないと、常に心に留めておく。
- (3) がけ崩れに注意する。
- (4) 建物の補強、家具の固定をする。
- (5) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (6) 飲料水や消火器の用意をする。
- (7) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品を準備する。
- (8) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (9) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

##### 2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず、身の安全を確保する。
- (3) 揺れが収まってから、速やかに火の始末をする。
- (4) 火が出たら、まず、消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 津波が来襲するかもしれないと認知する。

## 第2章 災害予防計画

- (8) 山崩れ、がけ崩れに注意する
- (9) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。
- (10) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (11) 正しい情報をつかみ、流言飛語（根拠のない、いいかげんな噂、根も葉もないデマ）に惑わされない。
- (12) 秩序を守り、衛生に注意する。

### 第2 職場における措置

#### 1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等の重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

#### 2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をする。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (4) 正確な情報を入手する。
- (5) 近くの職場同士で協力し合う。
- (6) エレベーターの使用は避ける。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

### 第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段等に殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明等のもとからは退避する。

### 第4 屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- 3 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難する。

### 第5 運転者のとるべき措置

#### 1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周まわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

#### 2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。（「地震・津波防災計画編 第3章 第5節 避難対策計画」を参照）

### 第6 津波に対する心得

#### 1 住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所にすみやかに避難する。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して、各自行うことのできる最大限の防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- (6) 津波想定精度には一定の限界があるため、ハザードマップ等の被害想定を鵜呑みにしない。
- (7) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (8) 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (9) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (10) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。

## 第2章 災害予防計画

- (11) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (12) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

### 2 船舶関係者

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（※1、※2）に避難する。
- (2) 揺れを感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外（※1、※2）に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (4) 港外（※2）避難できない小型船は、高いところに引き上げて固縛（こばく。縄やひもでかたくしばる）するなど、最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

※1 港外：水深の深い、広い海域

※2 港外退避、小型船の引き揚げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

### 第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

#### 第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等、防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

#### 第2 建築物の安全化

羅臼町耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、防災拠点や学校等、公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- 3 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、予め必要な諸機能の整備に努める。
- 4 町、道及び国は老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 6 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、ブロック塀等の倒壊防止や窓ガラス等の落下物からの危害防止、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。

#### 第3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上水道、電気、電話等のライフライン機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

### 第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

### 第7 液状化対策

町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

### 第8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等における耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

### 第9 災害応急対策等への備え

災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために、必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

### 第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等はその整備を重点的・計画的に進める。

### 第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 道及び国は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。
- 3 町、道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 4 町及び道は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。  
また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 5 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

### 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

本節は、「本編 第4章 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」を準用するほか、次のことを実施する。

#### 第1 町職員に対する教育

町は、職員に対して地震・津波防災応急対策の実施に必要な防災教育を行うものとする。

##### 1 教育活動の実施方針

全職員を対象に、対策本部設置を想定し班長、副班長、班員に区分し、次の教育内容を基に各班に即した、研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配付等による教育活動を実施する。

##### 2 教育内容

- (1) 地震・津波に関する一般的な知識
- (2) 地震・津波に対する防災対策
- (3) 町職員（対策本部員）に課せられた役割
- (4) 地震・津波が発生した場合の行動基準
- (5) 各班・各班の防災対策、応急活動と処理方法
- (6) 地震・津波対策における研究（組織、制度、対策、施設整備等）

#### 第2 住民に対する教育と広報

町は防災関係機関と協力して住民に対して、地震・津波に関する必要な防災教育、広報を実施するものとする。また、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

##### 1 防災教育と広報の実施方針

防災教育と広報は広報誌、パンフレット等により広く住民に周知するとともに、町内会組織、学校等教育現場、事業所等を活用し、次の教育、広報内容を基に、実情に即した広報を実施するものとする。

- (1) 地震・津波に対する心得
- (2) 地震・津波に関する一般知識
- (3) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品や緊急医療の準備
- (4) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

## 第2章 災害予防計画

- (5) 災害情報の正確な入手方法
- (6) 出火防止及び初期消火の心得
- (7) 外出時における地震発生時の対処方法
- (8) 自動車運転時の心得
- (9) 救助・救護に関する事項
- (10) 避難場所等、避難路及び避難方法等、避難対策に関する事項
- (11) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (12) 避難行動要支援者への配慮
- (13) 防災関係機関が行う地震・津波災害対策

### 2 普及・啓発方法

- (1) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- (2) 広報誌、ホームページの利用
- (3) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (4) パンフレットの配布
- (5) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

### 第3 学校等教育関係機関における防災思想普及

- 1 学校等においては児童、生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童、生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、町内会及び町民活動団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 第2章 災害予防計画

### 第4節 防災訓練計画

町は大規模な地震に対する防災体制の確立と災害応急対策、活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び自主防災組織等と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化とともに住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

実施にあたっては、「本編 第4章 第2節 防災訓練計画」を準用するほか、次のことを行う。

#### 第1 防災訓練の種類

##### 1 北海道防災会議との協調訓練

災害通信連絡訓練（地震情報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練）を実施する。

##### 2 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するよう努める。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 職員参集、指揮統制訓練
- (4) 火災防ぎょ訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏れ事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練

#### 第2 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先との相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

#### 第3 訓練の実施

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

## 第2章 災害予防計画

### 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

## 第2章 災害予防計画

### 第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、「本編 第4章 第4節 相互応援体制整備計画」を準用する。

## 第2章 災害予防計画

### 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、「本編 第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

## 第2章 災害予防計画

### 第8節 避難体制整備計画

本節については、「本編 第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、次のことを行う。

#### 第1 津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、道の指針を参考に、津波避難計画（全体計画・地域計画）や地震・津波防災計画編等の策定に取り組み、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。計画等の主な留意事項は、「本篇 第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

なお、羅臼町津波避難計画については、別途作成するものとし、随時修正・改善を加えてゆくものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者毎の具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

## 第2章 災害予防計画

### 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、「本編 第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画」を準用する。

### 第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止については、本計画に定める。

#### 第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、次の2つレベルの津波を想定することを基本とする。

レベル① 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1）

レベル② 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難を軸にし、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

#### 第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことである。しかし、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、町、道及び国は連携して、護岸・防潮堤等の施設の整備を図る。

さらに、町は、避難場所等・避難路や同報系防災行政無線等、住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成や周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

##### 1 津波等災害予防施設の整備

町及び道、国等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

###### (1) 海岸保全対策

町及び道、国等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期するものとする。

### (2) 河川対策

町及び道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

### (3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

## 2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

### (1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町、道及び国等は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図る。

### (2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海岸にいる行楽客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等、多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

### (3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

### (4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

### (5) 町

町は、住民等に対し、各種講演会等各種普及・啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、住民、事業所等が一体となり、避難行動要支援者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

## 第2章 災害予防計画

### (6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒等が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

### 3 津波警戒の周知徹底

町、道及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して、津波警戒に関する事項についての周知徹底を図る。

#### (1) 住民に対し、周知を図る事項

「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」を準用する。

#### (2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」を準用する。

#### (3) 漁業地域において、周知を図る事項

ア 陸上・海岸部にいる人は陸上の避難場所等に避難し、決して漁船や海を見に行かない。また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の避難場所等に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。

また、一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は独自の判断では行わず、津波警報等が解除されるまで避難海域で待機する。

## 第2章 災害予防計画

### 第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は「本編 第4章 第10節 消防計画」に準ずるほか、次のとおりである。

#### 第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気機器及び設備等による出火が多いことから、町及び関係機関は、地震時の火気機器並びに設備の取り扱いについて指導啓発を行うとともに、根室北部消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取り扱いについて指導を強化する。

#### 第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火が重要である。町及び関係機関は地域、職場等一体となった協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を計るとともに、これら器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実に成果を上げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成教育を強化する。
- 3 ホテル、ホール、会館、病院等、一定規模以上の防火対象物に対しては、法令の基準による消防施設の完全な設置を促進するとともに、自主点検及び適正な維持管理の指導を強化する。

#### 第3 予防査察の強化指導

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は消防法に規定する立入検査を計画的に実施し、常に消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

#### 第4 消防力の整備

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

#### 第5 消防計画の整備強化

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

### 第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、毒物・劇物や放射性物質の飛散等による災害の発生予防に関する計画は、「本編 第8章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のことを実施する。

#### 第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び道、関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

#### 第2 危険物保安対策

危険物の保安対策を促進するため、町及び道、関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための是正指導を行うものとする。
- 2 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導するものとする。
- 3 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するように指導するものとする。

#### 第3 高圧ガス保安対策

高圧ガスの保安対策を促進するため、町（消防機関）及び道、関係機関は、事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

### 第13節 建築物等災害予防計画

まちづくりの基本は快適であり利便性があることだが、住民の生命と財産の安全確保が図られる災害に強いまちづくりも重要な課題となっている。

町では、地震災害から建築物等を防ぎよするため、「本編 第4章 第9節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のことを実施する。

#### 第1 防火及び耐震化建造物の促進

##### 1 防火対象物定期点検報告制度等による指導

消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」及び「自主点検報告表示制度」による「防火基準点検済証」「防火優良認定証」「防火自主点検済証」の交付に際し、消防機関と連携して、建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、避難施設の改善指導を行う。

##### 2 一般建造物の耐震化及び不燃化

町は、一般建造物の維持保全や耐震化について、広く住民の認識を深めるため、耐震工法又は補強等について周知を図るとともに、「資料編 資料46 羅臼町耐震改修促進計画」に沿って既存の建造物の耐震診断、耐震改修の実施を促進する。

また、ブロック塀等の倒壊防止や窓ガラス等の落下物からの危害防止についても住民に周知する。

一般住宅等は木造建築物を主体に構成されている現状から、木造建築物について延焼のおそれのある外壁等を防火構造にするよう、確認申請等の業務と連携し指導、助言等により促進する。

##### 3 公共建造物の耐震化

災害時において、応急活動の中心となる役場、消防本部及び羅臼消防署、病院や避難場所等となる学校などの公共建造物について、地震により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあつては、耐震化に配慮するとともに、既存施設にあつては耐震診断耐震改修の実施を促進し、さらには、役場庁舎等の施設が使用できないことを想定して、バックアップ機能についても検討していくものとする。

##### 4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

##### 5 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で避難道路等に面する、昭和53年以前に建築された地上3階建以上の既存建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについてその実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

##### 6 被災建築物の安全対策

町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

## 第2章 災害予防計画

### 第14節 土砂災害の予防計画

本節については、「本編 第4章 第16節 土砂災害の予防計画」を準用する。

### 第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための対策は、本計画に定める。

#### 第1 北海道の現状

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

最近では、釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらし、さらに、兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

#### 第2 液状化対策の推進

1 町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

#### 2 液状化対策の調査・研究

町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

#### 3 建設物等に対する液状化の対策

町、道及び防災関係機関の実施する液状化対策は、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

#### 4 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

## 第2章 災害予防計画

### 第16節 積雪・寒冷対策計画

本節については、「本編 第4章 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

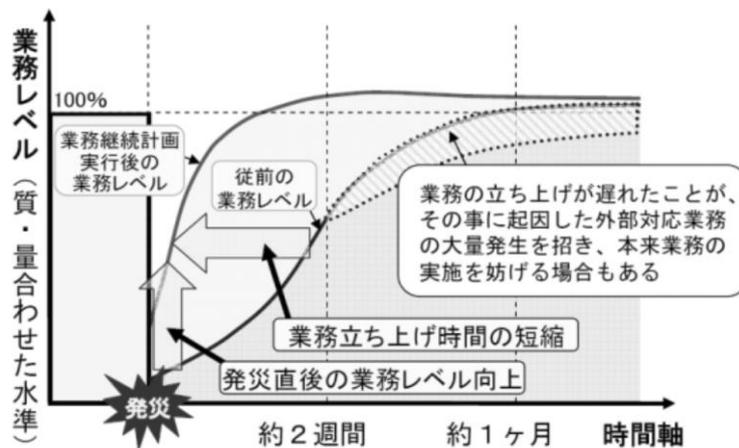
第17節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>



(出典：北海道地域防災計画)

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

2 道

道は、平常時から災害に備えて体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、道民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の道の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。このため、道は、災害時においても道の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、持続的改善を行うものとする。

### 3 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

#### 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

## 第2章 災害予防計画

### 第18節 複合災害に関する計画

本節については、「本編 第4章 第18節 複合災害に関する計画」を準用する。

## 第 3 章 災害応急対策計画

## 第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 第1節 応急活動計画

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

本町の地震・津波災害応急対策の災害対策組織、職員の動員配備については、「本編 第3章 第1節～第5節」を準用する。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）（※）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努める。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等を全国瞬時警報システム（J - ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。

町及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

2 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

(1) 地震に関する情報の種類と内容

地震に関する情報及び警報等の種類及び内容については、次のとおりである。

＜地震に関する情報の種類＞

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報（特別警報）津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料は、次のとおりである。

<p>ア 地震解説資料</p>	<p>担当区域で津波警報・注意報が発表されたときや震度4以上の地震が観測されたときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう、緊急地震速報、津波警報・注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p>
<p>イ 管内地震活動図及び週間地震概況</p>	<p>地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。</p> <p>気象庁本庁及び管区气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表。</p>

## 第2 津波情報

### 1 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらに基づき、沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に「大津波警報」「津波警報」又は「津波注意報」（以下、本計画において「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

- (1) 大津波警報及び津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (2) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

### 2 津波警報等の発表方法

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、精度の高い地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。なお、大津波警報は特別警報に位置づけられている。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、避難指示等の概要
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
(特別警報) 大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(注) 津波警報等の留意事項等

- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

#### (2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波と発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
津波警報を発表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

＜沖合いで観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべての場合)	沖合での観測値を数値で発表

(注) 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

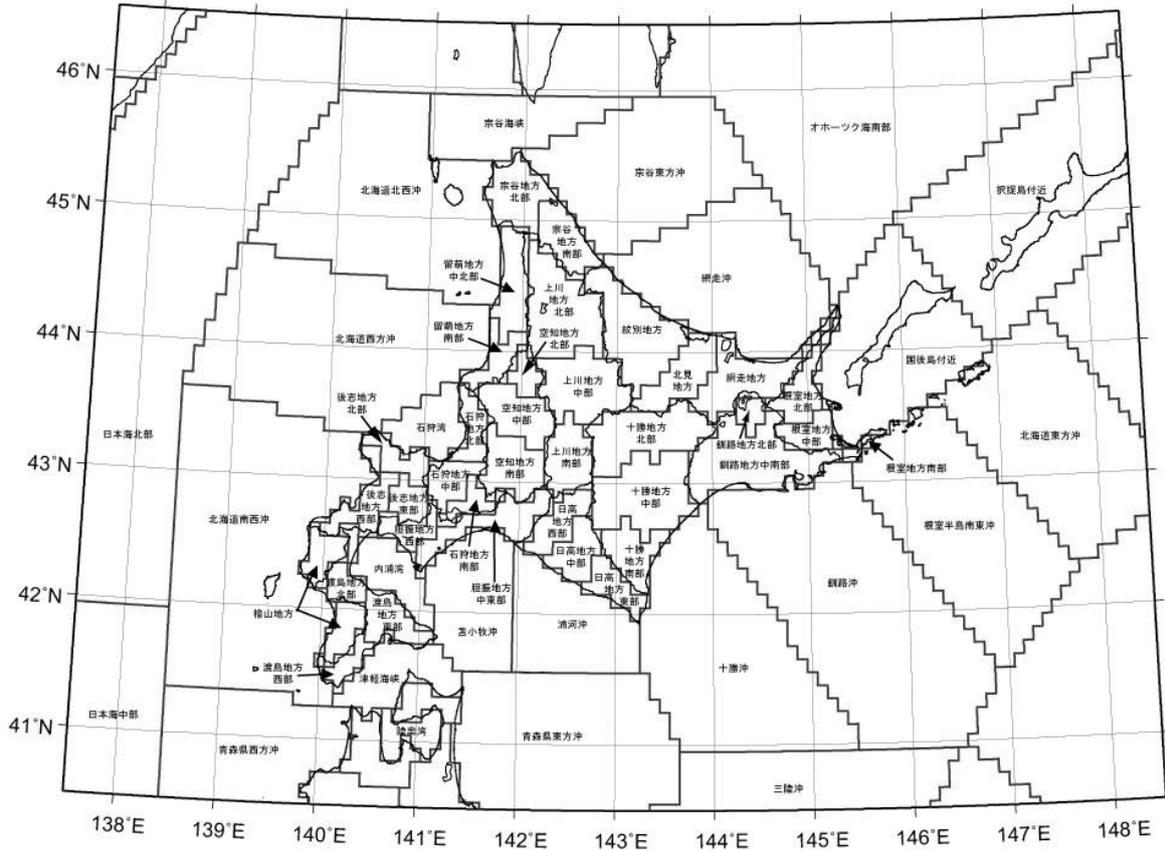
第3 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

1 震度情報や緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

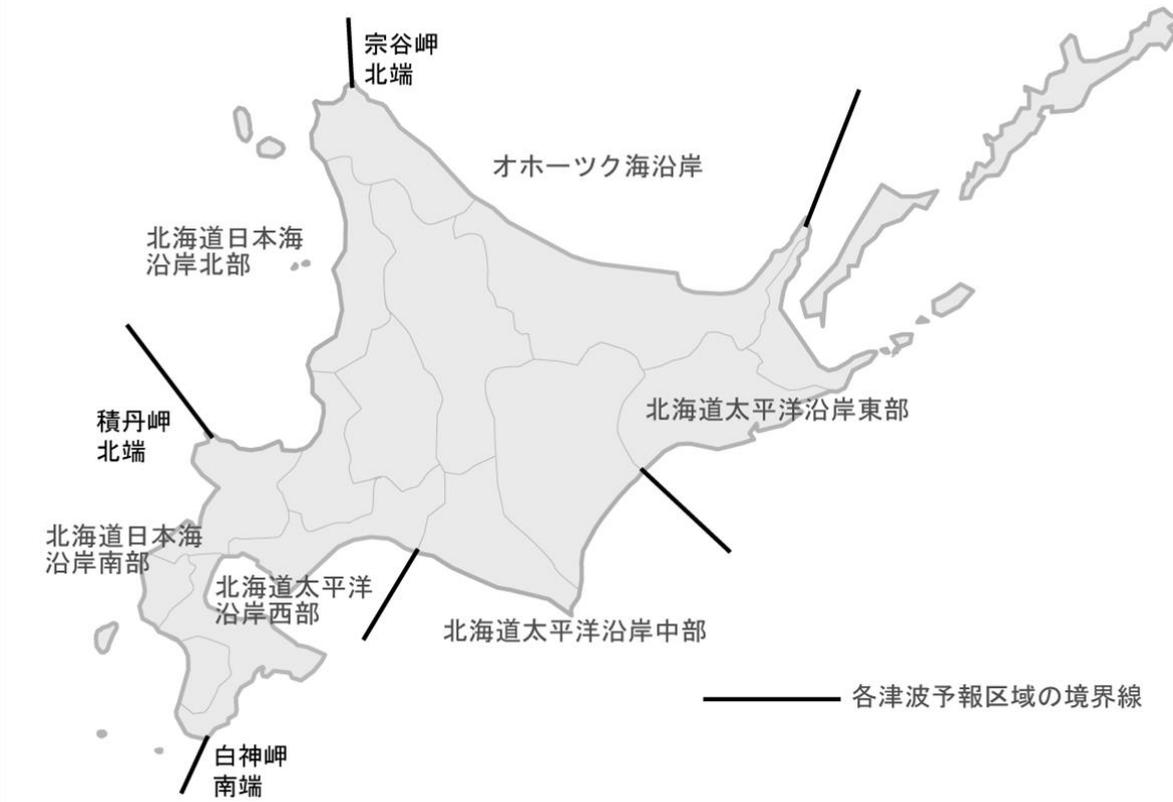


都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区 の名称	震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称	市区町村名
北海道	北海道道東	網走地方	網走市、美幌町、津別町、大空町、斜里町、清里町、小清水町
		北見地方	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町
		紋別地方	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
		十勝地方北部	上士幌町、鹿追町、新得町、足寄町、陸別町
		十勝地方中部	帯広市、音更町、士幌町、清水町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
		十勝地方南部	中札内村、更別村、大樹町、広尾町
		釧路地方北部	弟子屈町
		釧路地方中南部	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町
		根室地方北部	中標津町、標津町、羅臼町
		根室地方中部	別海町
		根室地方南部	根室市

2 震央地名



3 津波予報区



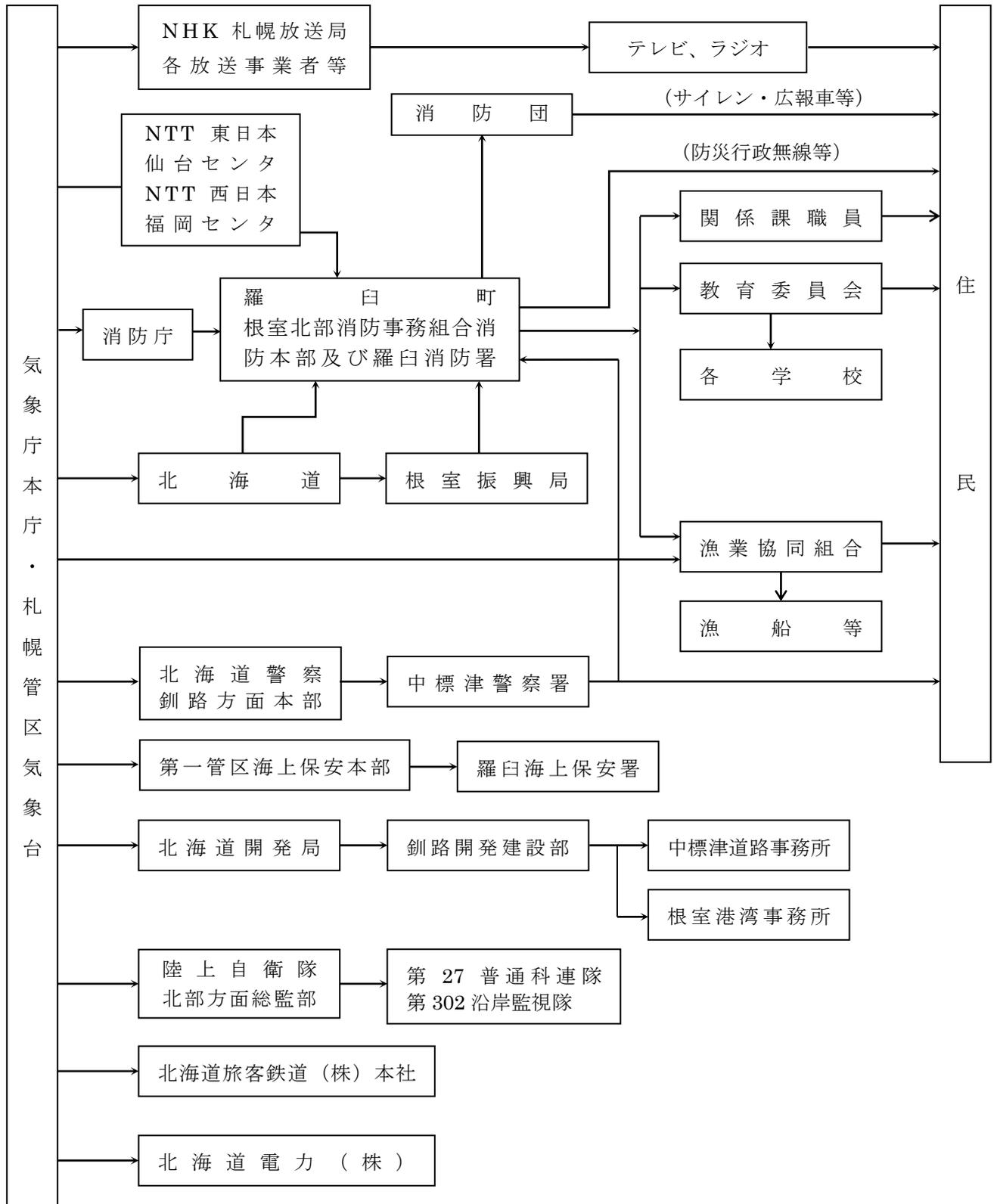
### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

※1 ○○市町村沿岸は、北海道日本海沿岸北部

※2 根室振興局には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

第4 津波警報等の伝達系統



第5 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

[資料編 資料 47 気象庁震度階級関連解説表]

第6 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報については、「本編 第3章 第6節 気象業務に関する計画」を準用する。

### 第3節 災害情報収集・伝達計画

本節については、「本編 第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」及び「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のことを実施する。

#### 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

1 町及び道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等で受信した緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

2 町、道及び防災関係機関は、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的かつ効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

4 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化（※）等に努める。

※ IP化とは、それぞれの目的に応じて異なる通信方式で運用されている複数のネットワーク及びサービスを、共通の通信方式としてIP（インターネットの標準的な通信方式であるインターネットプロトコルの略称）に統一すること。国土交通省の専用通信網でIP化が進められている。

#### 第2 災害情報等の内容及び通報の時期

町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を根室振興局を通じて道（危機対策課）に報告する。ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

このほかは、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

#### 第3 災害情報等の連絡体制

1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。

2 町は孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

#### 第4 通報手段の確保

地震災害時における防災関係機関相互の通信は、次により確保するものとする。

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の構成機関が所有する無線設備による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 上記1から4の組み合わせによる通報及び徒歩等による連絡
- 7 アマチュア無線家の協力による通報
- 8 衛星通信による通報（道は、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。）

#### 第5 被害状況報告

地震が発生した場合、町長は別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事に報告するものとする。（「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。）

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第1 町の広報

1 広報内容

広報内容の主なものは次のとおりである。

- (1) 避難について（避難勧告・指示の状況、避難場所等の位置、避難路等）
- (2) 交通・通信状況（交通機関運行状況、迂回路、不通箇所、復旧見込み日時、通話途絶区域）
- (3) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (4) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (5) 医療機関、救護所の開設状況
- (6) 給食、給水実施状況（供給場所、日時、量、対象者等）
- (7) 衣料、生活必需品等供給状況（供給場所、日時、種類、量、対象者等）
- (8) 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (9) 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

2 広報方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、広報車、チラシ等）を充実・強化し、迅速かつ正確に行うものとし、誤報等における混乱の防止に万全を期する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第5節 避難対策計画

本節については、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第6節 救助救出計画

本節については、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

## 第7節 地震火災等対策計画

地震時に火災が発生した場合の延焼拡大の防止に関する計画は、「本編 第4章 第10節 消防計画」及び「本編 第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、特に地震対策として次のことを実施する。

### 第1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動、その他消防活動の実施体制について十分に検討を行い整備しておくものとする。

### 第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め次に掲げる危険区域を把握し、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域等の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 増水による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、油、毒劇物等施設）

### 第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に応援協力をする。

### 第4 地震火災対策計画の作成

町は、大規模地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を作成する。

計画の基本的事項は、概ね次のとおりである。

#### 1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅地における火災の多発に伴い集中的消火活動は困難であり、又、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

#### 2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等、多角的な方策による消防水利の確保に努める。

#### 3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に災害時要援護者の救護方法について検討しておく。

#### 4 初期消火の徹底

住民に対し、日頃から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

## 第8節 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については、「本編 第5章 第5節 応急措置実施計画」に準ずるほか、次のことを実施する。

### 第1 津波警戒体制の確立

町、道及び防災関係機関は、札幌管区気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え、必要な警戒体制をとる。

#### 1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等、警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等の警戒にあたる。

#### 2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

#### 3 北海道警察

札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町に予報内容を伝達するとともに、警戒警備等の必要な措置を実施する。

#### 4 第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署

緊急通信等により、船舶に対して津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対して沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等の警戒体制をとるよう周知する。

### 第2 住民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、法令で応急措置の実施責任者に定められている町長及び関係機関は、津波来襲時に備え次の対策を実施する。

#### 1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台等に緊急避難するよう伝達する。

#### 2 北海道

町長が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合、知事は、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

#### 3 北海道警察

札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町に警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施する。

#### 4 羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指導するとともに、必要に応じて入港を整理し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動の指導を行う。

#### 第3 災害情報の収集

道、北海道警察及び第一管区海上保安本部、羅臼海上保安署は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第9節 災害警備計画

本節については、「本編 第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第10節 交通応急対策計画

本節については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第11節 輸送計画

本節については、「本編 第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第12節 ヘリコプター等活用計画

本節については、「本編 第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第13節 食料供給計画

本節については、「本編 第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第14節 給水計画

本節については、「本編 第5章 第16節 給水計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第15節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、「本編 第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第16節 石油類燃料供給計画

本節については、「本編 第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、電気、ガス、通信等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、これら各施設の応急復旧についての計画は、「本編 第5章 第21節 上水道施設対策計画」及び「本編 第5章 第19節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、特に広域に被害を及ぼす大規模な地震・津波災害対策として、次のことを実施する。

第1 上水道

1 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際しては、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

町は地震・津波により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るなど、混乱の防止に努める。

第2 電気

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込みなどについて、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第3 ガス

1 応急復旧

本町はLPG使用であるので、大規模施設の対応は無いが、取扱業者充填施設、個別ボンベの対応が必要となる。

ガス取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧対応策を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際してこれに基づき直ちに施設、設備の被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を行う。

## 2 広 報

ガス取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況及び復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## 第4 暖房用燃料等

### 1 応急復旧

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設及び設備等の被害、状況の調査、点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い安全対策に努める。

### 2 広 報

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況、復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## 第5 通 信（電 話）

地震・津波災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずる恐れがあるなど影響が大きい。

### 1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震津波災害により被災した施設の応急復旧について予め定めておくほか、地震・津波発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害にあった場合、又は異常事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。

### 2 広 報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第18節 医療救護計画

本節については、「本編 第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第19節 防疫計画

本節については、「本編 第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第20節 廃棄物等処理計画

本節については、「本編 第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第21節 家庭動物等対策計画

本節については、「本編 第5章 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第2.2節 文教対策計画

本節については、「本編 第5章 第2.6節 文教対策計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第23節 住宅対策計画

本節については、「本編 第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

本節については、「本編 第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として、次のことを実施する。

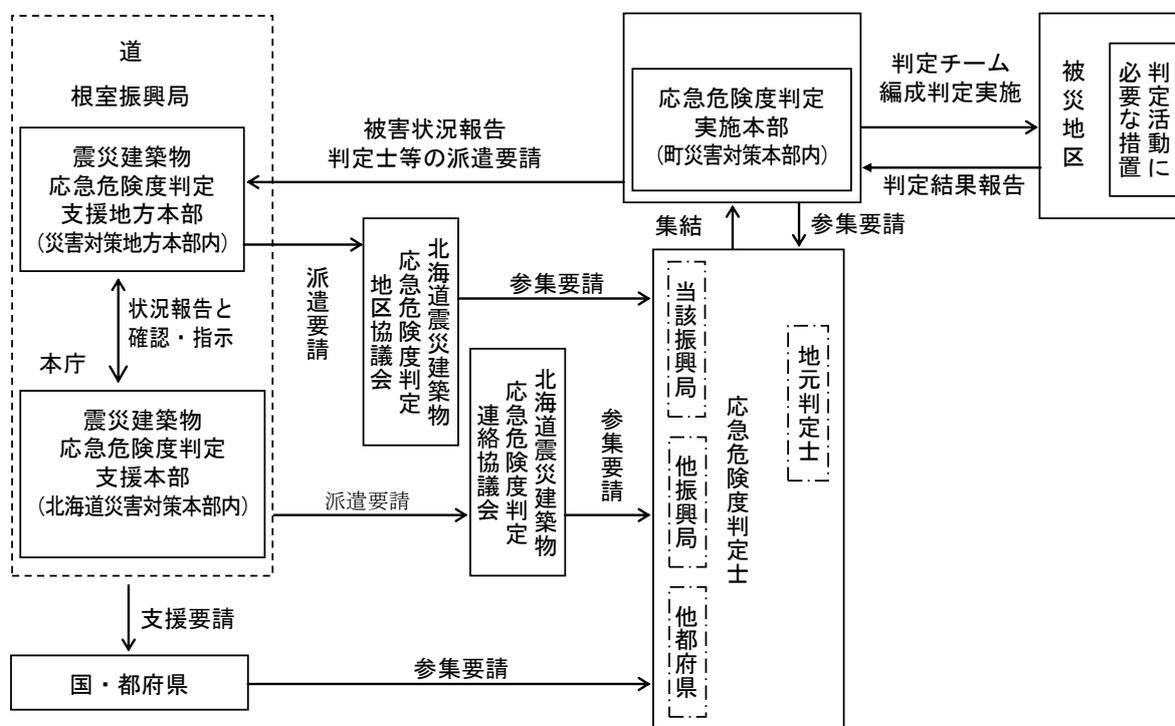
第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。

<判定活動の体制>



2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

＜被災建築物の危険度判定結果の表示＞

表示方法	判定内容
赤のステッカーを表示	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
黄のステッカーを表示	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
青のステッカーを表示	建築物の損傷が少ない場合である。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道は、市町村と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第25節 被災宅地安全対策計画

本節については、「本編 第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

**第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画**

本節については、「本編 第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第27節 障害物除去計画

本節については、「本編 第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第28節 広域応援・受援計画

本節については、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第30節 防災ボランティアとの連携計画

本節については、「本編 第5章 第31節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

#### 第31節 災害救助法の適用と実施

本節については、「本編 第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

この計画は、地震・津波が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

### 第1節 災害復旧計画

本節については、「本編 第9章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

### 第2節 被災者援護計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

本節については、「本編 第9章 第2節 被災者援護計画」を準用するほか、町及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

#### 第1 実施計画

##### 1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

##### 2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

##### 3 農林畜産業等金融対策

災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林畜産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。

町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

##### 4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

##### 5 被災者生活再建支援金

町は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹証明書の交付体制を確立し、被災者に罹証明書を交付する。

#### 第2 財政対策

町、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

#### 第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

# 第5章 日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

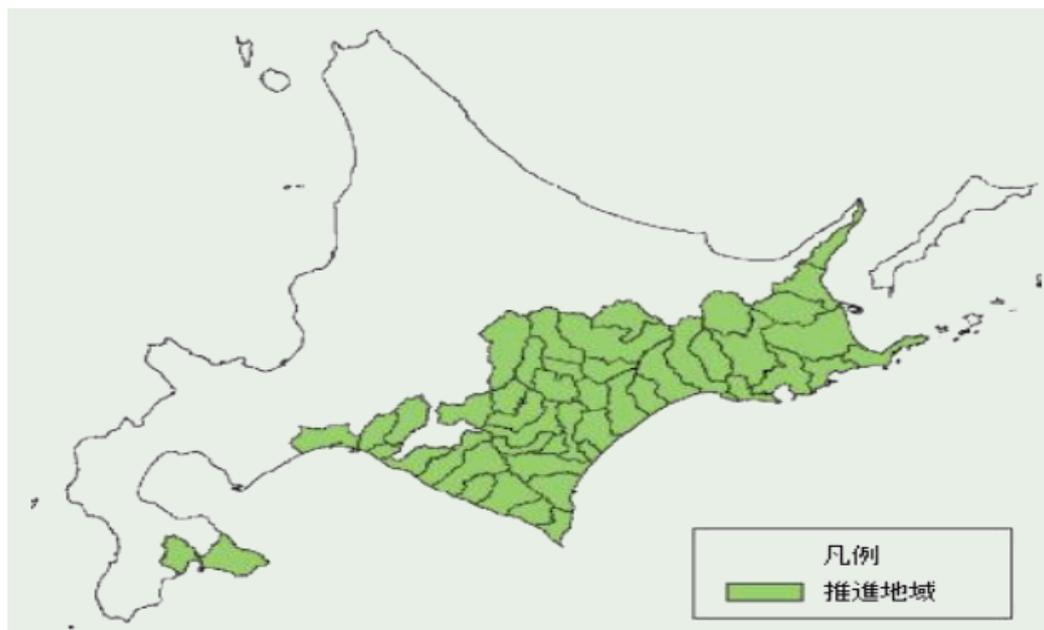
この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、その他地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

＜本道の推進地域（平成18年4月3日・内閣府告示第58号）＞

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
--



### 第3 防災関係機関等が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「本編 第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

### 第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震であり、津波被害が著しい。

このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があると考えられている。

### 第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が実施した津波浸水予測・被害想定調査結果（H16～H18）等に基づく被害の特性は、次のとおりである。

#### 1 津波による被害

- (1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、500年間隔地震による津波被害が最大で、建物被害は構造物の効果がない場合で最大全壊棟数約4,500棟、人的被害は冬期に避難意識の低い場合で、最大死者数約900人に及ぶ。
- (2) 想定される地震の震源は陸域から遠く、津波が到達するまで比較的猶予があるため、迅速かつ的確な避難行動の実現により、被害を大きく軽減させることができる。

津波第一波のピークとなる津波到達時間は、いずれの想定地震でも20分以上と予測され、早いところで30分前後の地域が多いと予測される。ただし、20cmの水位変動時点である津波影響開始時間で見ると、十勝沖・釧路沖の地震や500年間隔地震では、地域によって10分未満と予測され、留意を要する。

500年間隔地震における津波による人的被害では、避難意識が低い場合には死は死者約110人に減少する。

#### 2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での被害は、十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定（H18）では全壊棟数約1,900棟、死者約10人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も1,300棟を超える。

#### 3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏18時に発生した場合の焼失棟数は約1,300棟であるのに対し、冬18時に発生した場合の焼失棟数は約14,000棟となる。

### 4 孤立集落発生の可能性

津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。

内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約200のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約80に及んでいる。

### 5 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。 \_

### 第3節 災害対策本部等の設置等

#### 第1 災害対策本部等の設置及び運営

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、本節で「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに羅臼町災害対策本部等を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

#### 第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法及び羅臼町災害対策本部条例に定めるところによるほか、「本編 第3章 第1節～第5節」を準用する。

#### 第3 災害応急対策要員の参集

町内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画の定めるところにより、万全の活動体制をとるものとする。

また、町職員は、地震発生後の情報収集等に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つこと無く、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

その他については、「本編 第3章 第1節～第5節」を準用する。

## 第4節 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、「地震・津波防災計画編 第3章 第2節 地震・津波情報の伝達計画」を準用する。

#### 2 情報の収集・伝達

町は、地震発生時の情報収集及び避難勧告等における住民への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

また、被災の状況により通常使用している情報伝達網が、寸断されることなども勘案し、国、道、関係機関等との連絡体制を整える。

その他については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」及び「本編 第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

#### 3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

#### 4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等の二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置等、関係機関との相互協力のもとに実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

その他については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」「地震・津波防災計画編 第3章 第24節 被災建築物安全対策計画」「本編 第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

#### 5 救助・救急・消火・医療活動

町は、地震の発生に伴い倒壊建物の下敷き、あるいは火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行うものとする。

また、発生時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被害状況を把握したうえで、救急活動が可能な施設において実施するものとする。

その他については、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」「地震・津波防災計画編 第3章 第7節 地震火災等対策計画」「本編 第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

## 6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。

その他については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第5章 第15節 食料供給計画」「本編 第5章 第16節 給水計画」「本編 第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

## 7 輸送活動

町は、災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や応急対策に必要な資機材等を確保するための輸送を行うものとする。

その他については、「本編 第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

## 8 保健衛生・防疫活動

町は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生するおそれがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。

その他については、「本編 第5章 第11節 防疫計画」、「本編 第5章 第30節 廃棄物処理等計画」「本編 第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

具体的な確保については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第5章 第15節 食料供給計画」「本編 第5章 第16節 給水計画」「本編 第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

(2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下、本節で「居住者等」という。）及び観光客、ドライバー等（以下、本節で「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

(3) 町は、羅臼町建設業協会との協定により必要な資機材の提供を求めるものとする。

### 2 人員の配置

町は人員の配置状況を道に報告し、必要に応じて人員の派遣を要請するものとする。

**3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置**

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、羅臼町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関毎の具体的な措置内容は、機関毎に別に定める。

**第3 他機関に対する応援要請**

- 1 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、災害対策基本法や締結している協定に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。
- 2 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部等から応援協力を要請するものとする。
- 3 その他、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、広域緊急援助隊の援助要求などについては、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

## 第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤・堤防・水門等の点検や自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 海岸保全施設の整備  
町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」に定める。
- (5) 防災行政無線の整備等  
町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、町防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に定める。

### 第2 津波に関する情報の伝達等

- 津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。
- 1 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
  - 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努める。

- 3 町は、道等から津波警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底し、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備する。
- 4 町は、関係機関と連携し、船舶や漁船等に対して速やかに津波警報等の伝達を行うとともに、この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 5 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備する。

### 第3 避難対策等

#### 1 道の措置

- (1) 道は、町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について町に協力するものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

ア 避難路となる道路のうち道が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置

イ 道の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

ウ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち道が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

- (2) 道は、災害救助法の対象となる町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

#### 2 避難対象地区の指定

- (1) 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を、地域住民などと協議して、指定するものとする。

- (2) 道は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、津波浸水予測図を作成・公開するなどして、町による避難対象地区の指定をはじめとする避難対策を支援、道民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

### 3 避難の確保

#### (1) 避難計画の作成

道は、津波避難計画策定指針を示し、町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

(2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(3) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

#### (5) 避難の勧告・指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、第4節第1の2の(2)により、適切に避難の勧告及び指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(6) 避難場所の指定

ア 町は、耐震性に配慮し、原則として避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

(7) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

また、避難した居住者等に対し避難場所の運営に協力を求めることとし、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に準ずる。

#### 4 避難場所における救護

避難場所での救護にあたっては、次の点に留意する。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し、道及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

## 5 避難行動要支援者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 町は、予め町内会等、自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団、自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の整備に努めることとする。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

## 6 避難誘導等

- (1) 地域の自主防災組織及び施設、事業所等の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、予め定めた避難計画及び町災害対策本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (2) 町は、予め関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、津波注意及び津波避難場所を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。
- (4) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

## 7 避難意識の普及啓発等

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、避難訓練、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、津波避難に関する意識啓発を実施する。

＜考えられる訓練内容＞

津波警報等、津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、町防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。
津波避難訓練	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。 歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等に避難する必要がある。地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
津波防災施設操作訓練	誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。津波予想到達時間内に操作完了が可能か。地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。
津波監視訓練	高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

＜住民に対する内容＞

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 強い地震（震度4 程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</li> <li>◇ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。</li> <li>◇ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</li> <li>◇ 地震の揺れのわりに大きな津波を発生させる「津波地震」についても注意する。</li> <li>◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</li> <li>◇ 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。</li> <li>◇ 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。</li> </ul>
--

＜船舶に対する内容＞

- ◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- ◇ 津波警報等が発令された場合、津波到達予想時刻を考慮のうえ、退避可能なときは直ちに港外（水深の深い、広い海域）へ退避し、それが困難なときは増し舳れを取る等、可能な流出防止措置を講じて高台へ避難する。なお、これらの措置を講ずる暇がない場合は、直ちに高台へ避難する等、人命を最優先に対処する。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

このほか、避難対策等については、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところとする。

#### 第4 消防機関等の活動

##### 1 重点事項

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 町内会、自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等

##### 2 動員、配備

消防機関は、必要な動員、配備及び活動計画を消防計画に定める。

#### 第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### 1 水道

水道事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

##### 2 電気

電気事業の管理者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

##### 3 ガス

ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等の必要な措置に関する広報を実施する。

##### 4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の確保等の対策を実施する。

## 5 放送

放送事業者は、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

また、地震・津波等に伴う避難勧告・指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難勧告・指示等の情報伝達に努める。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災措置を講ずる。

## 6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「地震・津波防災計画編 第3章 第17節 生活関連施設対策計画」に準ずる。

## 第6 交通対策

### 1 道路

道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を予め計画するとともに周知する。

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずる。

### 2 海上

海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を行う。

### 3 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」に準ずる。

## 第7 町が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### (1) 各施設に共通する事項

#### ア 津波警報等の入場者等への伝達

伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。

(イ) 避難地や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

(ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

#### イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

#### ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

#### エ 出火防止措置

#### オ 水、食料等の備蓄

#### カ 消防用設備の点検、整備

#### キ 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

#### ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

### (2) 病院

重症患者、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。

### (3) 学校

災害発生時の避難所となる学校にあつては、避難の安全に関する措置を行うとともに、避難住民等の受入等に協力する。また、学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

### (4) 社会福祉施設

社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設毎の具体的な措置内容は施設毎に別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

### (1) 災害対策本部等設置施設

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

## 4 市町村が管理又は運営する施設に関する対策

町が自ら管理又は運営する施設に関する対策については、上記1～3に準ずる。

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備については、早急に実施することが必要であるが、町の財政等を考慮し整備等を進めることとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」「地震・津波防災計画編 第2章 第13節 建築物等災害予防計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

### 第1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化する必要があるため、今後、「羅臼町耐震改修促進計画」に沿って進める。

### 第2 避難所の整備

避難場所については、緊急避難のための緊急避難場所と収容施設の一時避難場所があり、今後、耐震化も含め整備等を推進するものとする。

### 第3 消防用施設の整備等

発災後予想される火災等による住民の生命・身体及び財産を守るため、「地震・津波防災計画編 第2章 第11節 火災予防計画」を基本に整備を進める。

### 第4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

広域防災体制及び地域防災体制の確立のため必要な道路を確保する。

### 第5 通信施設の整備

災害時の通信の確保については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に準じて通信手段の確保及び整備に努める。

なお、防災行政無線の移動系に係る施設の保守及び更新を行い円滑な情報伝達ができるよう推進するものとする。

### 第7節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震・津波防災計画編における内容を熟知するとともに、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を「地震・津波防災計画編 第2章 第4節 防災訓練計画」に準じて実施するものとする。

## 第8節 地域防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、町内会等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」「地震・津波防災計画編 第2章 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」「地震・津波防災計画編 第2章 第4節 防災訓練計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

### 第1 町職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育については、各担当課において必要な知識を身に付けるとともに、概ね次に記載する内容を含むものとする。

- 1 地震・津波に関する一般的な知識
- 2 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 3 職員等が果たすべき役割
- 4 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 6 家庭内での地震防災対策の内容

### 第2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、印刷物、映像物、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、具体的な手法を使い教育を行うものとする。

- 1 地震・津波に関する一般的な知識
- 2 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 3 正確な情報入手の方法
- 4 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 5 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 6 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- 7 避難生活に関する知識
- 8 住民が平常時より実施できる住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定等の家庭内対策の内容
- 9 住居の耐震診断と必要な耐震改修

### 第3 児童、生徒等に対する教育

児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育全体を通じて計画的に地震・津波防災教育を行うものとする。

また、児童・生徒等が地震・津波発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

### 第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が地震・津波発生時に適切な行動が取れるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

### 第5 自動車運転者に対する教育

地震・津波発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- 1 地震・津波発生時における交通規制の内容
- 2 地震・津波発生時における運転者のとるべき措置
- 3 地震・津波にかかる予防情報等の知識

### 第6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第9節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

### 第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。
- 2 住民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努める。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」に準ずる。

### 第2 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、「本編 第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努める。
- 2 町は、地域毎の自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、災害時要援護者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 町の担当者や自主防災組織のリーダーは、自主防災組織の普及のため、道の実施する研修会等の参加に努める。

### 第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
  - 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施する。
  - 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。
- また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

羅 白 町 地 域 防 災 計 画【地震・津波防災計画編】

沿 革

平成27年 2月

羅白町地域防災計画【地震・津波防災計画編】作成

羅白町地域防災計画  
【地震・津波防災計画編】

平成27年2月発行

発行人 羅白町防災会議

事務局 羅白町総務課